

被害者の自殺事例と不法行為帰責論の今日の展開

石橋秀起

目次

序

第一章 裁判例の概観

第一節 交通事故被害者の自殺事例の動向

第二節 体罰自殺事例の動向

第三節 いじめ自殺事例の動向

第二章 裁判例の検討

はじめに

第一節 交通事故被害者の自殺事例

第二節 体罰自殺事例

第三節 いじめ自殺事例

第三章 不法行為帰責論の今日の展開と割合的解決

はじめに

第一節 不法行為帰責論の新たな展開
第二節 自殺事例の帰責構造
第三節 割合的解決の可能性
結語

序

不法行為によつて被害を蒙つた者が自殺するという事例が、裁判実務において問題となり、学説の関心を呼んではや三〇年以上が経過している。この種の事例をめぐつては、被害者の自殺による死亡といふ損害を加害者に帰責すべきか否かといふ問題と、これを肯定した場合の割合的減責の可否ないし要否の問題が、これまでにも盛んに論じられてきている。本稿は、裁判例の今日の展開状況と、この間の学説の議論動向を踏まえつつ、これらの問題を考察することとするものである。叙述の順序は次のとおりである。

まず、被害者の自殺事例の代表的な三類型、すなわち、交通事故被害者の自殺事例、体罰自殺事例、いじめ自殺事例における裁判例の動向を概観し（第一章）、そのうえで検討を加える（第二章）。なお、検討に際しては各自殺事例における裁判例の展開状況の違いを踏まえ、異なった方法が導入される。すなわち、裁判例の豊富な蓄積のうえに、自殺についての相当因果関係を肯定する最高裁判決（最判平成五年九月九日判時一四七七号四二頁）⁽¹⁾が登場し、これが事実上、判例と同等の意義を獲得するに至つていて、交通事故被害者の自殺事例では、同最高裁判決における論理を、従来の不法行為法学において提唱されてきた帰責の一般理論の下で読み解き、この

事例における裁判例の到達点を確認することが求められる。他方、残りの二つの事例においては、いまだ裁判例の蓄積が十分とは言えず、また、結論とそれを導く論理も定まっていなかったため、まずは、これまでに報告された裁判例の検討を通じて、実質的な帰責要素を抽出することが試みられるべきであろう。次に、裁判例・学説の検討の後には、各自殺事例における解釈論が展開されなければならない。本稿では、裁判例・学説のこれまでの議論を踏まえつつも、他方で、最近の不法行為帰責論の新たな動向を意識しながら、各自殺事例における帰責構造を浮き彫りにし、以って解釈論を展開するための手がかりとしたい（第三章第一節、第二節）。最後に、自殺の帰責が肯定された場合の割合的解決の可能性につき論じる。この問題は、過失相殺法理や因果関係論における諸議論との関連で論じられるべき問題ではあるが、本稿では、斟酌されるべきファクターを具体的に把握したうえで、今後の裁判実務におけるひとつの指針を示せたらと思っている（第三章第三節）。

注

- (1) 本最高裁判決は、原審の判断を是認するのみのいわゆる事例判例ではあるが、本論でも指摘するように、相当因果関係の肯定の問題においても、割合的減責の問題においても、本判決がその後の下級審裁判例に与えた影響は決して無視しえないものである。なお、加藤美枝子「判批」判タ八八二号九五頁は、本判決と、これに先立つ最判昭和五〇年一〇月三日交民集八巻五号一二二一頁（相当因果関係否定）との結論の相違につき、後者は被害者の症状が一旦回復した後の自殺を扱ったものであり、前者とは事案が異なる、として事案の違いを強調する。これに対し、淡路剛久「差額説・相当因果関係説による不法行為損害論の近時の動向」山田ほか編『新・現代損害賠償法講座 六』一八頁（日本評論社、一九九八年）は、両判決の結論の違いにつき、それぞれの判決が出た頃までの事故と自殺との間の因果関係に関する医学的知見、法的判断の変化、これらを踏まえた被害者側の立証の程度によって、説明されるべきであるとする。いずれにせよ、交通事故被害者の自殺事例において、名実と

もに判例と呼びうる判決は未だ登場していないことは確認しておるべきであろう。

第一章 裁判例の概観

第一節 交通事故被害者の自殺事例の動向

交通事故で受傷した被害者が後遺症に苦しみ、将来を悲観して自殺する事例は、被害者の自殺事例のなかでも最も裁判例の蓄積が多い。⁽¹⁾ 以下では、同事例に関する裁判例の動向を三期に分けて概観する。

〔第一期（昭和四〇年代前半～昭和五〇年）〕

交通事故被害者の自殺事例が下級審裁判例に最初に登場したのは、昭和四〇年代前半のことである。この時期において裁判所は、自殺による死亡損害につき、加害者への帰責を概ね否定している。次にあげる裁判例は、この時期における典型的な解決法を採用したものである。

【判決① 金沢地判昭和四三年七月三一日判時五四七号七〇頁】

国道上を歩行横断中トラックにはねられ、頭蓋骨骨折、脳挫傷等の傷害を受けた被害者（四〇歳、男性）が、一年間の入院、七ヶ月間の通院による治療を受けたが、事故後約二年一ヶ月が経過しても依然後遺症（瞳孔不同、複視、無臭症、歩行不全等）に苦しみ、また、入院あるいは後遺症による収入の減少により一家は生活保護を受けなければならなくなり、ついには自分と家族の将来に希望を失って絞首自殺した。原告（被害者の遺族）による死亡損害の賠

償請求に対し、裁判所は、事故と自殺との条件関係を認めたが、自殺による死亡は通常の結果とは認められず、また、被害者が自殺に至るという特別事情の予見可能性もないとして、死亡についての相当因果関係を否定した。

このように、この時期において多くの裁判例は、加害行為と被害者の死亡との間の条件関係を肯定したうえで、民法四一六条（とりわけ同条二項）の枠組みに沿って帰責問題を検討し、結論として死亡損害の帰責を否定している。⁽²⁾なお、この時期に公表された裁判例全一二件のなかで、わずか二件ではあるが、相当因果関係を肯定したものがある。

【判決② 東京地判昭和四八年一〇月一七日交民集六巻五号一六四八頁】

交通事故で頭部に傷害を受けた被害者が、事故後一年余りたつて奇怪な行動（わけもなく大阪旅行に出かける等）をとるようになり、病院で精神運動発作との診断を受け、それから数カ月後に自殺した。裁判所は、被害者が事故により脳に器質的障害をきたしたことを重視し、自由意思による自殺とは認められないとして、相当因果関係を肯定した。⁽³⁾

【判決③ 東京地八王子支判昭和四九年三月二八日交民集七巻二号四二五頁】

交通事故で頭蓋骨骨折等の重傷を負った被害者が、事故による傷害が治癒して以降も頭痛、視力減弱（左眼は失明に近い）、右下肢の運動障害など極めて重い後遺症に悩まされ、事故から一年余り後、前途を悲観して自殺した。裁判所は、後遺症の重大さに鑑み、事故が死亡に至る経緯に決定的ともいえる重さで寄与したとして、相当因果関係を肯

定した。

論 説

〔第二期（昭和五一年代前半～平成五年）〕
事故と被害者の自殺との間の相当因果関係を概ね否定するという結論は、昭和五〇年に最高裁において支持されるに至るが、⁽⁴⁾その直後から、下級審においてひとつの潮流が形成されることになる。次に挙げる二件の裁判例は、その萌芽的なものである。

【判決④ 前橋地高崎支判昭和五一年五月二四日交民集九巻三号七三三〔頁〕】

車どうしの追突事故で鞭打症になつた被害者が、後遺症（両下肢のしびれ、不眠等）に悩んで反応性うつ病となつたところ、精神科での治療によつて改善がみられた矢先（事故から約一年後）に自殺した。裁判所は、事故による苦痛から絶望感を抱き、本件のような突発的な自殺へと至ることは決して異例の事態ではないとして、死亡損害の賠償を肯定し、そのうえで、「賠償額の判断の段階において、過失相殺の法理を適用し、加害者の賠償すべき妥当な金額を評価す」べきであるとして、六割の賠償減額を行つた。

【判決⑤ 浦和地判昭和五七年五月二一日交民集一五巻三号六六五〔頁〕】

交通事故により脳挫傷等の傷害を負つた被害者が、発作的頭痛、健忘症等の後遺症に苦しんで神経症（抑うつ症）を発症し、事故から約三年半後に自殺した。裁判所は、事故による傷害から神経症に至る「病理学的因果関係」を肯定したうえで、神経症から自殺に至る因果関係につき、一般論として次のように述べた。すなわち、法律上の因果関

係においては神経症と自殺との間の病理的機序が解明されている必要はなく、「社会的にみて、自殺の蓋然性を有し、矛盾がない場合においては」因果関係が認められる。そしてそのうえで、自殺に他原因が競合している場合の競合関係の評価は、損害額算定にあたって寄与割合に応じて斟酌すれば足りるとして、死亡損害の総額の約三割の限度で賠償を認めた。

右両判決は、過失相殺（類推適用）法理による減額⁽⁶⁾、寄与度に応じた賠償責任⁽⁷⁾と、手法上の違いはあるが、自殺による死亡損害の帰責につき、民法四一六条の予見可能性の有無を問うことなく、これを比較的容易に肯定し、そのうえで割合的解決を図ったという点で、共通している。第一期に比べ第二期では、相当因果関係否定例に対し、割合的解決を図る裁判例が相対的に増加しているが、このような解決が昭和五〇年代以降の主流となつたことが、ここからうかがえる。⁽⁸⁾ところで、この時期に、交通事故被害者の自殺事例に関する二つ目の最高裁判決が下されている。

【判決⑥ 最判平成五年九月九日判時一四七七号四二頁】

交通事故によつて頭部打撲等の傷害を負い、比較的軽微な後遺症（等級は一四級一〇号と認定されている）を残した被害者が、事故による精神的ショック、賠償交渉の難航などにより次第に他罰的な心理状態を強め、災害神経症に罹り、これがうつ病に発展し、事故から約三年半後に自殺した。最高裁は、（i）自らに責任のない事故で傷害を受けた被害者は、災害神経症状態を経てうつ病に発展しやすいこと、（ii）うつ病患者の自殺率は全人口の自殺率に比してはるかに高いことなど、原審⁽⁹⁾が適法に確定した事実関係を総合すると、事故と自殺との間の相当

因果関係を肯定したうえで、被害者の心因的要因を斟酌して相応の減額（八割）を行つた原審の判断は是認することができる、とした。

右の判決は、うつ病から自殺へと至る因果経過につき、全人口の自殺率とうつ病患者の自殺率とを比較することで、結果発生の頻度の相対的な高さを強調し、これをもつて相当因果関係を肯定したものであるが、これまでにない独自の相当因果関係論と言える。⁽¹⁰⁾また、同判決は、割合的解決を図るにあたり、原審が採用した過失相殺類推適用の手法を支持しているが、最高裁によるこのような態度表明は、後の下級審裁判例に一定の影響を与えていたといえる。⁽¹¹⁾

〔第三期（最高裁平成五年九月九日判決以降）〕

【判決⑥】以降、交通事故被害者が後遺症に苦しみ自殺したほぼ全ての事案において、相当因果関係を肯定したうえで過失相殺類推適用により減額する、という処理が行われている。他方、この時期においても、相当因果関係否定例は少ないながら存在するが、これらの判決の多くは、被害者の自殺が事故の後遺症に起因するものといえるかどうかが微妙な事案を扱うものである。⁽¹²⁾

そのようななか、交通事故被害者の自殺事例、さらには広く人身損害賠償論一般において、ひとつの問題を投げかける判決が下されている。

【判決⑦ 東京地判平成八年七月二九日交民集二九巻四号一〇九五頁】

被害者の自殺事例と不法行為帰責論の今日の展開

交通事故により第四・五胸椎圧迫骨折等の傷害を負い、労働能力喪失率一〇〇%の重篤な後遺症が残った被害者が、事故から約八ヶ月後に自殺した。原告（被害者の遺族）は、介護料（症状固定から平均余命までの五六六年分）と逸失利益（症状固定から就労可能な六七歳までの四六年分）の請求にあたって、後遺症による逸失利益につき継続説を採用した最判平成八年四月二十五日民集五〇巻五号一二二二一頁（いわゆる「貝採り判決」）を引用し、被害者の症状が固定した時点でこれらの損害は発生、確定しており、被害者が自殺したとしてもこれにより損害額が減少することはない、との主張を展開した。これに対し裁判所は、前記「貝採り判決」は積極的損害には適用されないとして、介護料についての原告の主張は認めなかつたが、他方、逸失利益については、「貝採り判決」を引用したうえで、原告の主張を認めた。また、裁判所はさらに、生活費控除に関する最判平成八年五月三一日民集五〇巻六号一三二三三頁を引用し、重度の後遺障害が残った本件においては被害者の自殺は予見可能であった、として相当因果関係を肯定し、五〇%の生活費控除を行つた。

本件において原告は、あくまで被害者の受傷による損害についての賠償請求を行つてゐる。よつて、ここではそもそも、加害行為と自殺との間の相当因果関係は論点となり得ず（裁判所が肯定した「相当因果関係」は、損益相殺的調整の可否に関するルールとしてのそれであり、理論的には明確に区別されるべきであろう）、また、割合的解決も問題となり得ない。⁽¹³⁾したがつて、本件は、自殺の帰責を扱う本稿のテーマからは外れることになる。ただ、相当因果関係を認めたうえで五〇%以上の大幅な減額を行うという、今日の裁判実務の動向に照らすと、本件のように事故により極めて重い後遺症が残った場合、原告としては、死亡についての責任を追及するより、傷害についての責任を追及するほうが、より多くの賠償を得ることができるという事態が生じ得る。継続説が

判例法理として確立した今日において、この不合理をいかに克服するかという難問がここに立ち現れる。この問題は本稿のテーマとは直接関係がないため、ここでは論点の指摘にとどめ、検討は他日を期することとしたい。⁽¹⁴⁾

第二節 体罰自殺事例の動向

教師が学校教育法一一条に定める懲戒権の枠を逸脱し、体罰などの違法行為を行った結果、児童・生徒が自殺へと至る事案が裁判例上、最初に報告されたのは、交通事故被害者の自殺事例が登場したのとほぼ同時期、すなわち昭和四〇年代半ばのことである。以下では、主要な判決を取り上げ、裁判例の動向を把握することにしたい。

【判決⑧ 最判昭和五二年一〇月二五日判タ三五五号二六〇頁】

高校三年生の男子生徒が、授業態度の悪さにつき叱責されたのをきっかけに、担任教諭によつて職員室横の応接室で三時間余りにもわたつて身体を拘束され、その間に体罰を含む懲戒行為を受けたところ、翌朝、担任教諭を恨む内容の遺書をしたためて自宅倉庫で首吊り自殺を遂げた。最高裁が是認した原審判決は、懲戒行為と自殺との相当因果関係を否定した一審判決⁽¹⁵⁾の判断を大枠で支持したうえで、大要以下のように付け加えている。すなわち、(i)本件のような異常な懲戒を受けた場合、被害生徒のような思春期にある者にあつては、心理的反応も著しく強烈で、これが相手方に対する反抗的攻撃的な心理作用に転化し易く、その心理行動面での処理方法として、家出、登校拒否などの何らかの自己破壊的行動に出る可能性は他の年齢層の者に比して著しく高いといわれてお

り、自殺も右行動のなかに含まれる。(ii)特別の教育をうけて常時生徒に接する立場にある教職にある者としては、懲戒の相手が右のような一般的な意味での自己破壊的行為に出る可能性のあることは予測できないものではない。(iii)しかしながら、自殺は自己破壊的行為のうちの隔絶した頂点ともいうべき極めて稀な事例であることは否定できず、結局、かかる事態まで予測することは困難であつたと言わざるを得ない。

【判決⑨ 岐阜地判平成五年九月六日判時一四八七号八三頁】

陸上部の顧問教諭から、容姿等についての侮辱的発言、頭部を槍で叩かれるといった有形力の行使、長時間にわたる身体の拘束などの行為を受けてきた当時高校二年生の女子生徒が、追試験の成績について同教諭から説諭をうけ、その翌朝に自殺した。裁判所は、顧問教諭の右各行為の違法性を認めたりえで、同教諭の行為と被害生徒の自殺との相当因果関係につき、(i)被害生徒が自殺を志向しやすい性格であり、思春期の少女として多くの悩みを抱えていたことから、前日の顧問による説諭が自殺の唯一の原因ではないこと、(ii)自殺前日の説諭は確かに違法な懲戒にあたるが、従前のものと比べて特に強烈なものではなく、当時の顧問にとって被害生徒が自殺することは予見不可能であつたこと、等を挙げてこれを否定した。

右両判決は、いづれも教師による違法な懲戒行為と被害生徒の自殺との相当因果関係の問題を、予見可能性の有無によって判断しており、結論として、これを否定している。これは、交通事故被害者の自殺事例に関する初期の裁判例が行つた事案処理のあり方と、基本的には同じものと言えよう。このような法状況下において、比較的最近、相当因果関係の判断につき注目に値する判決が下されている。

【判決⑩ 神戸地姫路支判平成一二年一月三一日判タ一〇二四号一四〇頁】

小学六年生の男子児童が放課後、担任教諭に運動会のポスターの制作について質問したところ、既に説明したことにつき再度質問されたことに立腹した同教諭から殴打行為を受け、その日のうちに自宅の裏山で首吊り自殺を遂げた。裁判所は判決にあたって、次のような独自の相当因果関係論を展開している。すなわち、

(i) 本件殴打行為と被害児童の自殺との間に相当因果関係が認められるためには、事実的因果関係が認められることに加え、殴打行為から自殺を結果することが「経験則上通常」と言えなければならない(民法四一六条一項)。(ii) この「通常」性は加害者である担任教諭が現に認識していた事情、及び認識可能(予見可能)であった事情を基礎として判断されるべきである(民法四一六条二項)。(iii) 「経験則上通常」といえるためには、加害行為当時、加害者である担任教諭において通常有するべき知識経験を基準として、実際の損害の発生に至る因果の経過が、加害行為の危険性の現実化していく過程として首肯できるものと認められれば足り、因果の経過がかなりの蓋然性をもつて連なつて いる必要はない。

右の一般論の下で、裁判所は、社会問題と化した子どもの自殺問題に教育者として接してきた担任教諭の知識経験を基準に据えると、担任教諭の殴打行為から被害児童の自殺へと至る因果経過を、加害行為の危険性が現実化していく過程として首肯できる、として、自殺につき相当因果関係を認めた(そのうえで、損害拡大に被害児童の心因的要因が寄与したとして、過失相殺類推適用により五割の減額を行った)。

右の判決の相当因果関係論は、民法四一六条一項の「通常」につき、従来の通説的理解よりも結果発生の頻度が低くてもよいと解している点⁽¹⁷⁾、通常損害と特別損害という二元的発想を放棄し、同条二項の予見可能性を

「通常」性判断のための下位因子と捉えている点の各点において、判例理論である民法四一六二相当因果関係説と異なっており、極めて独自の見解といえる。⁽¹⁸⁾

第三節 いじめ自殺事例の動向

学校において生徒がいじめを受け、これを苦に自殺した場合の学校側の責任に関する裁判例は、昭和五〇年代後半に登場し、近時、新たな展開をみせている。以下では、比較的初期に属する代表的な二つの裁判例を紹介し、ついで、最近の傾向について指摘したいと思う。

【判決⑪ 福島地いわき支判平成二年一二月二六日判時一三七二号二七頁】

中学三年生の男子生徒が、同級生から暴行、金銭の強要等の継続的ないじめを受け、これを苦にして自殺した。裁判所は、いじめの全体像を把握しないまま、表面化した問題行動のみを形式的、一時的に注意指導したに過ぎない学校側の安全保持義務違反を指摘したうえで、次のように述べて自殺による死亡損害の賠償を認めた。すなわち、「安全保持義務違反の有無を判断するに際しては、悪質かつ重大ないじめはそれ自体で必然的に被害生徒の心身に重大な被害をもたらし続けるものであるから」、学校側に「本件いじめが：悪質重大ないじめであることの認識が可能であれば足り、必ずしも『被害生徒』が自殺することまでの予見可能性があつたことを要しない」。そのうえで裁判所は、被害生徒の問題点（担任や家族にいじめの事実を打ち明けて救済を求めたり、登校拒否することにより、いじめから脱却できた）、原告の問題点（家族である原告は被害生徒の苦悩を感じ取ることができた）をそれぞれ斟酌し、七割の減額を行つた。

【判決⑫ 東京地判平成三年三月二七日判タ七五七号九八頁】

中学二年生の男子生徒が、同級生ら数名のグループにおいて従属的地位に置かれ、暴行、使い走り、いやがらせ等の行為を受けていたところ、グループ離脱を決意した頃から暴行が激化し、これに耐えかねて自殺した。裁判所は、被害生徒の肉体的精神的苦痛を具体的に予見していたにもかかわらず適切な教育的措置を怠ったとして、学校側の安全保持義務違反を認めたが、自殺による死亡損害の賠償については、自殺は一個の人間の意図的行為であり、自殺へと至る心理学的・精神医学的な機序は外部からは不可視であるなどとして、予見可能性を否定し、これを認めなかつた。⁽¹⁹⁾

右両判決は、結論の相違もさることながら、それを支える法的枠組みにおいて対照的である。後者の判決は、民法四一六条二項の枠組みに依拠し、予見可能性の有無を問題とするものであり、これは、自殺による死亡損害の賠償を否定した他の自殺事例においても見られるところである。これに対し、自殺の予見可能性がなくとも死亡損害の賠償を認める前者の判決をどのように理解すべきかについては、学説においても議論のあるところである。予見可能性を不要とするかぎり、自殺による死亡を通常損害として捉えるか、あるいは、損害論のレベルで、いじめによる苦悩から自殺による死亡⁽²⁰⁾までをひとつの「いじめ被害」と捉えるほかないと思われるが、いずれの立場をとるにせよ、既存の枠組みに修正を加える必要があり、結局のところ、裁判所が独自の枠組みを創造していると考えざるを得ない。

なお、右両判決以降、数件の裁判例が散見されるが、いじめの期間があまりに短い事案を除けば、近時の動向としては、概ね被害者保護の方向に傾いていると言える。とりわけ次の三つの傾向が指摘できる。まず第一

に、自殺の予見可能性を否定する判決が登場するに至っている。

【判決⑬ 東京高判平成一四年一月三一日判時一七七三号三頁】

中学二年生の被害生徒が、転校当初より複数の生徒との間で断続的にトラブルを起こし、約三ヶ月後に自殺した。裁判所は、各トラブルをお互い様のものと軽信した担任教諭の安全配慮義務違反を指摘したうえで、次のように述べて死亡損害の賠償を認め、過失相殺類推適用により七割の減額を行つた。すなわち、「平成六年当時には既に、いじめに関する報道、通達等によつて、いたずら、悪ふざけと称して行われる学校内における生徒同士のやりとりを原因として小中学生が自殺するに至つた事件が続発していることが相当程度周知されていたのであるから、既に少なからずトラブル、いじめを把握していた『担任教諭』としては「自殺の予見が可能であったと認められる。

第二に、自殺についての予見可能性を否定する判決は今日においても存在するが、このような裁判例においても、慰謝料を高額化することによつて被害者保護が図られている。⁽²⁴⁾ 第三に、ごく最近になつて、加害生徒本人を被告とする裁判例が登場するに至つており、とりわけ、いじめの態様が過酷な事案においては、加害生徒に死亡損害の賠償を命じている。⁽²⁵⁾

注

- (1) 交通事故被害者の自殺事例における裁判例の動向を詳細に紹介するものとして、齋藤大巳「交通事故の後の被害者の自殺について」判タ八八〇号三七頁を参照。

- (2) なお、「相当因果関係」の存否を問題としながらも、必ずしも民法四一六条に依拠しているとは言えないものもある。例えば、大阪地判昭和四五年四月二八日判タ二四九号一九九頁は、被害者の傷害が比較的軽微であつたこと、被害者の性格の弱さが寄与していること、被害者より重症でありながら社会復帰を目指して努力している者が多数存在していること等を総合的に勘案して、「相当因果関係」を否定している。
- (3) なお、本件の控訴審（東京高判昭和五一年二月二五日交民集九卷一号一四頁）は、精神運動発作から自殺することはないと医学的知見を踏まえ、相当因果関係を否定した。
- (4) 最判昭和五〇年一〇月三日交民集八卷五号一二二一頁。
- (5) 本件では、予見可能性を問うことなく、比較的容易に死亡損害の賠償が肯定されているが、その背後には、第一次損害につき過失のない被害者ではなく、同損害に過失のある加害者に、後続損害としての死亡損害をも負担させるのが公平にかなつてゐる、との価値判断がはたらいていた。なお、同様の公平観を考慮するものとして、名古屋地判昭和五二年一一月一四日交民集一〇卷六号一六一三頁。
- (6) 第二期で過失相殺類推適用の手法をとつたものとしては他に、名古屋地判昭和五二年一一月一四日交民集一〇卷六号一六一三頁、東京地判昭和六一年六月二十四日交民集一九卷三号八三八頁、浦和地判昭和六二年五月八日交民集二〇卷三号六三二頁、浦和地判昭和六二年九月二十五日交民集二〇卷五号一二一三頁等。
- (7) 第二期で寄与度に応じた賠償責任の手法をとつたものとしては他に、福岡地行橋支判昭和五七年一〇月一九日判時一〇七四号一二六頁、大阪地判昭和六〇年四月二六日交民集一八卷二号五九九頁、大阪地判昭和六〇年八月二三日交民集一八卷四号一〇八四頁、大阪地堺支判昭和六二年一〇月二二日判時一二九三号一二九頁等。
- (8) ちなみに、端的に公表された裁判例の件数を比較してみても、第二期で死亡損害の賠償を否定したものは一二件であるのに對し、肯定したうえで割合的解決を図つたものは三三件にものぼる。
- (9) 東京高判平成四年一二月二一日交民集二六卷五号一一三八頁。同判決は一審（東京地判平成四年二月二七日判時一四二三号九三頁）の判断を大枠で踏襲している。

被害者の自殺事例と不法行為帰責論の今日の展開

(10) なお、本件一審の直後に判決が下された東京地判平成四年三月一〇日判時一四二三号九三頁もほぼ同様の相当因果関係論をとつてている。

(11) 【判決⑥】以降、大阪地判平成五年一二月二〇日交民集二六巻六号一五五六頁（一〇%の寄与度責任を肯定）を除くほぼ全ての相当因果関係肯定例が、過失相殺類推適用法理に拠っている。

(12) 例えば、東京地判平成七年八月三一日判時一五四八号一〇一頁（相当因果関係否定）では、被害者が、加害者側との示談交渉を進めたいという気持ちと、他方で、そのためには後遺障害の認定を受けなければならぬが、認定を受ければ今後大型車の運転業務ができないことが客観的に明らかになるので受けたくないという気持ちとの葛藤から、突発的に自殺したとされた。また、名古屋地判平成九年二月五日交民集三〇巻一号一八五頁（相当因果関係否定）では、事故以前に精神分裂病と診断されたことのある被害者が、事故後、靈感商法の被害に遭い（不眠を解消するとされる器械を買わざれる）、また、警察による事情聴取への対処に悩むなかで、症状を悪化させ、自殺したとされた。

(13) 「東京地裁民事二七部裁判官を囲む座談会」東京三弁護士会交通事故処理委員会他編『民事交通訴訟損害賠償額算定基準』（赤い本）一九六頁（堺発言）（一九九七年）は、本件では事故による後遺症によって既に労働能力が完全に失われており、自殺による死亡に被害者の心因的要因が寄与したことによる減額を行う余地がなかった、と言う。しかし、そもそも本件では、自殺による死亡損害についての責任が問われていないのであるから、自殺への心因的要因の寄与を問題にする前提が存在しない、と言うのがむしろ正確であろう。

(14) 後遺症による逸失利益が後発の死亡事故によって切断されるのか否か、また、切断されないとして生活費は控除されるのか、という問題をめぐっては学説上、一定の議論の蓄積があるが、本文で指摘した「不合理」に対する解決の手がかりを与えるものとして、阿部満「交通事故の受傷被害者が事故後、水難事故で死亡した場合、逸失利益は死亡時までに限られるか」判タ八二〇号五一頁における試みが注目に値する。阿部説については、別稿をもって検討することとした。

- (15) 福岡高判昭和五〇年五月一二日判タ三二八号二六七頁。
- (16) 福岡地飯塚支判昭和四五年八月一二日判時六一三号三〇頁。

- (17) 裁判所は、「ここで要求される『通常性』は異例ないし偶発的な損害を排除し得るものであれば足りるだろう」と述べている（判タ一〇二四号一四七頁）。
- (18) 采女博文「いじめ裁判の現状と展望」鹿児島大学法学論集三五巻一号二九頁は、本件の相当因果関係論を、ドイツの伝統的な相当因果関係理論に近いものと理解する。
- (19) 本件の控訴審（東京高判平成六年五月二〇日判時一四九五号四二頁）も、事実認定（「いじめ」と認定される事実の範囲）や慰謝料額につき変更がみられるものの、基本的な判断枠組みは一審とほぼ同様である。
- (20) 新潟地判昭和五六六年一〇月二七日判時一〇三一号一五八頁も同様。
- (21) 速水幹由「実務的視点による不法行為論試論」判タ七九一号三四頁。
- (22) 市川須美子「判批（【判決⑪】）」ジュリ九八〇号（平成二年重要判例解説）五六頁、伊藤進「学校における『いじめ』被害と不法行為責任論」加藤古希『現代社会と民法学の動向 上』二七三頁（有斐閣、一九八七年）、同「いじめ自殺事故」塩崎編『現代裁判法大系 九』三一二頁（新日本法規、一九九九年）。
- (23) 岡山地判平成六年一一月二九日判時一五二九号一二五頁と、秋田地判平成八年一一月二二日判時一六二八号九五頁は、いじめの期間が短い事案であるが（前者は最初のトラブルから六日目に自殺、後者は約一ヶ月目に自殺）、いずれも原告の請求を棄却している。
- (24) これは、【判決⑫】の控訴審（東京高判平成六年五月二〇日判時一四九五号四二頁）からの傾向であるが、最近では、福岡地判平成一三年一二月一八日判時一八〇〇号八九頁が、学校側に対し一五〇〇万円の慰謝料の支払いを命じている。
- (25) 例えば、【判決⑬】は、加害生徒らに対し、被害生徒が生前に被った精神的苦痛に対する慰謝料の限度で賠償を命じているが、極めて過酷ないじめが問題となつた鹿児島地判平成一四年一月一月二八日判時一八〇〇号一〇八頁は、予見可能性を肯定し、加害生徒らに死亡損害の賠償を命じている。

第二章 裁判例の検討

はじめに

前章では、各自殺事例に関する主要な判決を取り上げ、裁判例の今日の展開状況を概観した。そこで本章では、これを踏まえて、裁判例の検討を行う。なお、本稿の冒頭でも述べたとおり、検討にあたっては、裁判例の展開状況の違いを考慮して、事例ごとに異なった方法を導入したい。まず、事実上判例と同等の意義を有する最高裁判決（【判決⑥】）が登場するに至った交通事故被害者の自殺事例では、検討されるべき裁判例の重点は【判決⑥】に置かれるべきであり、本稿に求められる作業としては、同判決、交通事故被害者の自殺事例に関する学説の見解、帰責の一般理論のそれぞれを架橋する論理の構築が試みられるべきである（第一節）。これに対し、自殺による死亡損害の帰責につき、結論のうえでもそれを支える論理のうえでも、裁判例上、まだ見解が定まっていない体罰自殺事例といじめ自殺事例では、前章で挙げた諸判決を詳細に検討するながら、実質的な帰責要素を抽出することが試みられるべきであろう（第二節、第三節）。以下、各自殺事例ごとに検討を進め る。

第一節 交通事故被害者の自殺事例

一 前章で概観したように、交通事故被害者の自殺事例に関する裁判例は、民法四一六条の判断枠組みに依拠しつつ、自殺の予見可能性の有無を問い合わせることによって相当因果関係を否定することによって立場（ただし【判決②】・【判決③】の例外があった）から、相当因果関係を肯定したうえで割合的解決を図る立場へと推移し、今日

に至っている。

この点についての学説の動向をみてみると、比較的初期の学説は、当時の裁判実務（前章における「第一期」）と足並みをそろえ、原則として、傷害の程度が極めて重篤な場合や脳に器質的障害がある場合など、自殺が無理からぬ場合にかぎって相当因果関係を肯定すべきであるとしていたが、最近ではむしろ、帰責判断を緩和させる見解が有力である。たとえば、四宮和夫教授は、「被害者に社会生活を営む上で必要な最小限度の精神的抵抗力の備わっていること」を前提に、原則として帰責を肯定すべきであると主張し⁽¹⁾、また、澤井裕教授は、「事故が重大な傷害・障害をもたらし、その結果自殺した場合には、自殺は侵害の『通常』（相当）の経過であつて、予見可能性は不要と解すべきである」と主張し⁽²⁾、さらに、半田吉信教授は、年齢・職業その他の社会的経済的条件が同じ第三者が被害者の立場に置かれていたら同様に自殺念慮を抱いていたであろうと言える場合には、「経験則上の蓋然性」を認め得るのであり、このような場合には、予見可能性を問題とせず、相当因果関係を肯定すべきである、と主張している⁽⁴⁾。

交通事故被害者の自殺事例を、予見可能性の有無によつて判断する考えは、加害者が不法行為時に被害者の自殺を予見することが事実上不可能である以上、今日の裁判実務に適合的な結論を導き得ない⁽⁵⁾。したがつてここでは、義務射程説、危険性関連説といった、学説において提唱された帰責理論の下で、同事例を改めて捉えなおし、先に述べた近時有力説や、【判決⑥】の論理を可能なかぎり生かすかたちで、新たな判断枠組みを構築することが求められる。以下、義務射程説、危険性関連説の順に検討していきたいと思う。

二 義務射程説は、被侵害利益の重大さ、行為から結果が生ずる危険性（蓋然性）の二つの因子を手がかりにして、過失の前提たる行為義務（損害回避義務）の射程を、回顧的見地から判断し、賠償範囲を画する⁽⁶⁾。同説に対

しては、後続侵害の帰責の可否を義務射程の基準によつて判断することができるのか、との疑問が呈されるが⁽⁷⁾、この疑問は、交通事故後の自殺の場合にも同様にあてはまるといえよう。これに対し、義務射程説の論者は、後続侵害が第一次侵害の「定型的な危険」である場合には、第一次侵害の加害者に、後続侵害による損害を回避すべき義務を課すことはできる、と主張している⁽⁸⁾。以上の点を踏まえ、交通事故被害者の自殺事例を義務射程説の下で捉えた場合の問題点を指摘したいと思う。

まず第一に、後続侵害による損害の帰責を義務射程によつて判断する場合、論者の主張するところによると、後続損害が第一次侵害の「定型的な危険」と言えるのかどうかが問題となるが、「定型的な危険」が極めて曖昧な概念である以上、このような基準が具体的な事案の処理において有効に機能しうるのかどうかについては疑問が残る。これは、交通事故被害者の自殺事例にとどまらず、後続侵害が問題となる場合全般について言える疑問といえよう。

第二に、第一の点とも関連するが、義務射程説は、全人口における自殺率に対するうつ病患者の自殺率の相対的な高さという、【判決⑥】で示された帰責要素を受け止めることができない。【判決⑥】の一審が認定した事実によると、うつ病患者の自殺率は約一五%であり、また、この数字は全人口の自殺率の約三〇倍から五八倍に上るとされているが⁽⁹⁾、この数字から、被害者の自殺を交通事故の「定型的危険」として捉えるべきか否かを判断するのは極めて困難であろう。

第三に、義務射程説は、専ら加害者の義務の射程を問題にするため、被害者に社会生活を営むうえで必要最小限の精神的抵抗力が備わっていたか否か、という近時の有力説が問題にする観点を考慮することができない。この点、義務射程説の側からは、このような被害者側の事情を、損害回避義務の射程を縮減させる事由として

捉えることが考えられようが、これは無理であろう。義務射程説は、量的に展開を続ける損害のどこまでが義務射程に入るのか、という思考に基づいて賠償範囲を画定する発想であるところ、同説が、社会生活を営むうえで必要最小限の精神的抵抗力があれば避けることができた自殺による死亡損害と、そのような精神的抵抗力をもってしても避けられなかつた自殺による死亡損害とを識別する契機を内包しているとは言い難いからである。

このように、交通事故被害者の自殺事例において義務射程説の基準を適用することは、基準としての有用性という点からも（第一の点）、また、裁判例や学説の見解を受け止めることができないという点からも（第二、第三の点）、支持されるべきではない。

三、危険性関連説は、後続侵害による損害が第一次侵害による特別の危険の実現とされる場合、あるいは、第一次侵害が後続侵害の客観的可能性を高めた場合⁽¹¹⁾に、後続侵害による損害を、第一次侵害における加害者に帰責する。このような基本スキームを交通事故被害者の自殺事例に適用すると、被害者の自殺による死亡が交通事故による特別の危険の実現と評価される場合、あるいは、交通事故が自殺の客観的可能性を高めた場合、被害者の死亡による損害は、交通事故加害者に帰責されることになる。

そこでこの点につき、【判決⑥】の事案を素材にして検討すると、同事案では、被害者が事故により傷害を受け、これが整形外科的に治癒した後、賠償交渉の難航などの事情から次第に他罰的傾向を強め、災害神経症状を経てうつ病に罹患し、自殺に及んだ、という事実経過を辿っている。すなわち、ここでの被害者の自殺は、うつ病によるものであり、さらにこのうつ病は、交通事故に起因する災害神経症状態によつてもたらされたものと言える。このように考えると、【判決⑥】における被害者の自殺は、交通事故による特別の危険の実現とし

て捉えることができそうである。⁽¹²⁾なお、同判決では、相当因果関係を肯定するにあたって、全人口の自殺率に対するうつ病患者の自殺率の相対的な高さを問題にしているが、これは、交通事故に起因する本件うつ病が被害者の自殺の客観的可能性を高めたことを述べたものと理解することができる。

次に、被害者の精神的抵抗力の有無を問題にする一部の学説の見解は、危険性関連説において受け止めることができるであろうか。これに関しては、危険性関連説の論者が、後続侵害の帰責にあたっては、危険性関連の審査（「特別の危険」の実現か否かの審査）とともに、第一次侵害が後続侵害の危険を高めたことに対する「違法性判断に類した価値判断」を要する、としている点が注目される。⁽¹³⁾思うに、この違法性判断の場において、被害者の精神的抵抗力の問題を受け止めることは可能である。すなわち、法は、被害者に事故による一定程度の苦痛に対しても自殺を想いとどまる期待をしており、当該被害者がその程度の苦痛により自殺した場合は、その自殺は被害者側の領域に属する危険とみなされるのである。換言すれば、被害者がその程度の苦痛により自殺したことは、たしかに事故によって客観的に高められた危険として捉えることができるが（ゆえに危険性関連なし危険範囲の審査は一旦パスすることになる）、法は、そのような被害者に一定の忍容義務を課すこと⁽¹⁴⁾で、後続侵害（自殺）による損害を、加害者ではなく、被害者に負担させるべきであると命じているのである。

このように、危険性関連説は、【判決⑥】の論理と整合的であり、また、近時の学説が問題にする被害者の精神的抵抗力の有無という基準を受け止めることもできる。ところで、同説のスキームをもつて交通事故被害者の自殺事例を捉えるのが妥当であるとしても、次のような問題が残る。すなわち、帰責判断以前の問題として、そもそも、交通事故と被害者の自殺との間に事実的因果関係、そしてその前提となる反復可能性ないし法則性⁽¹⁵⁾を観念し得るのか、という問題である。危険性関連説の下での右のような思考実験は、この問題が否定された

場合を前提としているのである。この問題は自殺事例全般に関わるものであるため、章を改めて検討することにしたい。

第二節 体罰自殺事例

一 体罰自殺事例では、学校教育法上明文で禁止され、それ 자체において違法な行為とされる体罰と、自殺との相当因果関係が問題となる。それゆえ、論点は、当該懲戒行為が違法であるかどうか（体罰にあたるかどうか）という点と、何をもって自殺との相当因果関係を肯定すべきかという点に絞られることになる。他方、体罰を行った教師の過失は、当該懲戒行為が違法であることについての認識の見誤りという次元で捉えられ、違法性を肯定する際の要素の一つとして考慮されるに過ぎない⁽¹⁸⁾。よって、責任要件のレベルで、当該教師が具体的に損害を予見したか、あるいはし得たか、といった主観的態様が独自の意義をもつことはなく、また、当該教師が教育目的で懲戒に及んだと主張しても、そのことをもって違法性が阻却されるわけではない⁽¹⁹⁾。このように、体罰自殺事例においては、責任要件は極めて客観的かつ形式的な基準をもって充足されることになる⁽²⁰⁾。

二 では、自殺の帰責においては、いかなる要素が考慮されるのであろうか。【判決⑧】の原審は、思春期の生徒は懲戒に対する心理的反応として自己破壊的行為にできる可能性が他の年齢層の者と比べて相対的に高い、といいう一般的傾向を基に、生徒が自己破壊的行為にすることについての教師の予見可能性を肯定し、他方、「自己破壊的行為のうちの『隔絶した頂点』」である自殺については、教育心理学の専門家ではない教師には予見できなかつたとする。これに対し、【判決⑩】では、行為当時の教師の知識経験を基準として、本件体罰から自殺にいたる一連の経過が、加害行為の危険性が現実化していく過程として首肯できるか否か、という点が問われ、こ

れが肯定されたために学校側に自殺が帰責された。

このように、【判決⑧】は自殺の予見可能性を要求しているのに対し、【判決⑩】はこれを要求していない。

両判決が対照的な結論に至った原因は、このような手法の違いにあると言うことができる。では、このような手法の違いはなぜ生じたのであろうか。以下、両判決をより詳細に検討することで、この点を明らかにしたい。

まず、【判決⑧】では、懲戒行為を行うにあたっての教師の義務として、「個々の特性に着目し、これに即応した教育指導方法を選択し、絶えず教育的効果をも予測しながらその教育に努めるべき」注意義務⁽²¹⁾が挙げられている。この注意義務の射程（保護範囲）は、不適切な教育指導によって教師・生徒間の信頼が崩壊した結果生じる生徒の精神的苦痛までと捉えるのが自然であろう。本件では、他の教師の説諭によつて一旦は反省した被害生徒が、その矢先に理不尽な体罰を受けているが、ここに担任教諭の前記注意義務違反が認められるのである。他方、本件では、そのような精神的苦痛から、生徒が、自殺という手段によつて、体罰を行つた担任教諭に対し反撃を行つてゐる。この自殺は、教育心理学の専門家ならまだしも、通常人の視点においては、ある種の理性的判断に基づいた行為とみなされる。よつて本件自殺は、被害者の意思決定による他原因の介在によつて実現した極めて異例な事態として評価され得るのである。そこで裁判所は、予見可能性がないとの声明をもつて、この異常な損害には義務射程ないし違法性連関が及ばない旨を宣言し、帰責を否定したものと思われる⁽²²⁾。

では、【判決⑩】はどうか。ここでも理不尽な懲戒行為に対する反感から、短時間のうちに自殺が行われている。⁽²³⁾ただ、高校三年生の自殺事例である【判決⑧】に対し、【判決⑩】では、小学六年生という、精神的に未だ成長の途上にある児童による衝動的な自殺が問題となつており、このことが、被害者の自由な意思決定による他原因の介在を観念しにくくさせている。とはいへ、【判決⑧】とのこのような事案の相違は相対的なものに過ぎ

ぎない。では、【判決⑩】が【判決⑧】と対照的な結論を導き得たのは、いかなる理由によるのであろうか。この点、裁判所が、相当因果関係の有無を判断するにあたって、(i)「専門的な知見」によると「子供は、自分の死によって自分を苦しめた相手を罰しようという内的な願望」を持っており、いわば「生命を手段とする最大の攻撃」として自殺することがあること、(ii)昭和五二年以降、子どもの自殺が大きな社会問題となり、教師や親の子どもに対する接し方にも社会的な関心が寄せられるようになったこと、の二点を挙げていることが注目される。⁽²⁴⁾これらの点を挙げることによってはじめて、裁判所は、担任教諭の違法な懲戒行為と被害児童の自殺との関係にある種の客観性を見出すことが可能になり、そこから、被害児童の自殺が、体罰という違法行為によって創出される危険のひとつの一実現形態であるとの結論に達し得たものと思われる。前章で紹介した【判決⑩】における独自の相当因果関係論は、このことによつて可能になる。

三 以上の検討を整理すると、次のようになる。まず、体罰自殺事例では、体罰というそれ自体違法とされる行為が問題となっており、責任の肯定は、有形力の行使などのメルクマールによつて形式的に判断されるため、加害教師の主観的態様（結果の予見可能性、懲戒行為の目的）は責任成立の局面で、独立した要件としての地位を有さない。⁽²⁵⁾また、自殺による死亡損害の帰責の局面においても、このような責任要件論に呼応するかたちで、加害者の個人的な予見ではなくむしろ、客観的に把握される危険の展開過程を重視した判断がなされることになる。そしてこれを前提として裁判例を読み解くと、【判決⑧】では、思春期の生徒は懲戒に対する心理的反応として自己破壊的行為にできる可能性が他の年齢層の者と比べ相対的に高い、との一般的傾向を認めつつも、「自己破壊的行為のうちの隔絶した頂点」である自殺に関しては、違法な懲戒行為によつて創出される危険の実現形態としてはいまだ明確に捉えきれないと判断し、予見不可能との聲明をもつて帰責を否定したものと考える

ことができる。他方、【判決⑩】では、理不尽な懲戒の反撃として自殺が行わられる場合があるとの専門家の知見と、昭和五二年以降の子どもの自殺への社会的関心の高まりという客観的情勢とを挙げることで、被害児童の自殺を、違法な懲戒行為によつて創出される危険のひとつとして実現形態として把握し、これに「相当因果関係」があるとの法的判断を加えたものと思われる。

このように、体罰自殺事例において予見可能性概念は、違法性関連による帰責判断(とりわけその否定の判断)のうえに付与される表現としての意味をもつに過ぎず、帰責要素としての積極的な役割を果たすものではない。【判決⑩】が予見可能性の有無に言及しなかつたことは、何も不思議なことではないのである。

第三節 いじめ自殺事例

一 学校における「いじめ」が社会的関心を呼んでいる今日の状況に照らせば、いじめは教育現場で一定の割合で発生し得る社会的危険と捉え得る。このような状況の下、学校には、日々の教育活動のなかで、いじめの有無に関する調査や、解決策に関する研究に取り組むことが求められており、これによつてもし具体的ないじめ被害の兆候を察知したならば、それへの適切な対応措置が求められる。このように、いじめ事例における学校側の過失は、抽象的危険段階での予見義務(調査研究義務)に支えられて高度化された具体的危険防止義務違反としての性格をもつてすることになる。このような過失構造を踏まえたとき、児童・生徒の自殺という新たな損害の展開において、学校側の過失は、帰責要素としていかなる意義を持つのであろうか。以下では、前章で概観した【判決⑪】・【判決⑫】・【判決⑬】の三判決を取り上げ、いじめ自殺事例における帰責要素を具体的なレベルで把握したい。

二 まず、【判決⑪】では、専ら以下の判示が注目されるべきである。すなわち、学校側の安全保持義務の有無を判断するに際しては、「悪質重大ないじめであることとの認識が可能であれば足り、自殺することまでの予見可能性があつたことを要しない」。同判示は、自殺についての予見可能性を要しないという点で、極めて独自の見解と言える。そこで以下では、同判決における「安全保持義務」論を検討することにする。

本件で裁判所は、「いじめの全体像を把握する努力をしないまま、表面化した問題行動について形式的で、その場限りの一時的な注意指導を繰り返し⁽²⁸⁾」た点に、学校側の義務違反を認めている。これは、当該いじめ被害を具体的に認識し得たにもかかわらず、事態を把握する努力を怠り、適切な対応をとらなかつたという作為義務違反にほかならない。ところで、この義務規範が、当該いじめ被害の抑止を保護目的とするものであることは明らかであろう。その限りで、自殺の予見可能性は不要であるとの結論は、右の義務違反からは論理必然的に出てくるわけではない。では、予見可能性が不要であるとの結論はどのように理解されるべきであろうか。

これについては、裁判所が自殺直前（四日前）の「教室荒らし」のトラブルに着目している点が注目される。同トラブルは、被害生徒が、他学年の教室で現金を物色していたところ、生徒指導主事に現認されたため、加害生徒から金銭を強要されている事実を告白した、というものである。このトラブルに対し、主事は、いじめ当事者に事実関係を問い合わせ、これを校長や被害生徒の担任教師に報告することを怠つていて。裁判所は、このような主事の怠慢を厳しく非難し、次のように述べている。すなわち、「遅まきながら、この時点で：いじめ問題に対する真剣な対応策がとられておれば…、『被害生徒』の自殺という最悪の事態を十分に阻止することができたものと思われる」⁽²⁹⁾。これが、法則性・反復可能性を前提とする事実的因果関係について述べたものではないことは、明らかである。⁽³⁰⁾ では、この説示はどのようなものとして理解されるべきであろうか。思うに、ここでは純然た

る公平判断が行われていると考えるほかない。裁判所は、学校側の対応の不手際と、被害生徒の自殺という二つの事態を相互に衡量したうえで、右の説示をもって、公平の見地から帰責を肯定したのではなかろうか。

【判決⑪】の論理は、安全保持義務の有無のレベルで自殺の帰責問題を扱っているため、一見すると、義務射程説的思考に拠ったもののように見えるが、以上の分析を踏まえると、むしろ、当該いじめ被害の防止を目的として行為当時を基準に設定された作為義務の違反と、回顧的見地からの公平による帰責判断という、二つの質のことなった要素に分解されることになる。

次に、【判決⑫】と【判決⑬】における予見可能性の有無の判断につき検討する。まず、【判決⑫】では、前章で概観したように、自殺は一個の人間の意図的行為であって自殺に至る心理的機序は不可視である、との認識を基に予見可能性を否定している。この予見可能性は、体罰自殺に関する【判決⑧】と同様の意義・機能を持つていると言える。すなわち、ここでは、予見不可能との説明が、事前の見地から設定される学校側の作為義務の保護範囲を制限する役割を果たしているのである。これに対し、【判決⑬】では、平成六年当時のいじめ自殺問題に対する社会的周知を踏まえ、予見可能性が肯定されている。この予見可能性が、担任教師の具体的な予見の可否を問題にするものではないことは明らかであろう。むしろここでは、いじめ自殺問題の社会的周知という客観的情勢を踏まえ、規範的観点から、担任教師に対し予見義務が課されているとみるとできる。そして、このような予見義務を課すことによってはじめて、いじめ自殺が、担任教師の作為義務の履行によって回避されるべき具体的危険として捉えられることになったのである。換言すれば、予見義務を媒介にして、学校側の過失（【判決⑬】では安全配慮義務違反）が、いじめ自殺という具体的危険の防止義務違反にまで高度化されたとも言える。このようにみると、【判決⑬】の「安全配慮義務」論は、いじめ自殺問題の社会的周知とい

うファクターを導入することにより、【判決⑪】の「安全保持義務」論が事後的見地からの純然たる公平判断と位置づけざるを得なかつたものを、過失概念に取り込んだことになる。いじめ自殺事例における裁判例の今日の到達点は、ここに見出すことができる。

三 ところで、以上のような裁判例の到達点（過失＝「いじめ自殺」防止義務違反という構成）を肯定的に評価する場合、もうひとつの帰責要件である因果関係はいかなる意義・機能をもつたものとして捉えられるべきであろうか。不作為不法行為における因果関係をめぐっては学説上議論のあるところであるが⁽³¹⁾、その点を撇くとしても、回顧的見地から恣意的に「いじめ自殺」防止義務違反が課され、安易に帰責が肯定されることを防ぐものとして、今後は、学校側の作為義務違反と被害児童・生徒の自殺との因果関係の存否の判断が、極めて重要な問題になってくると思われる。この問題については、次章で検討することにしたい。

注

- (1) 飯塚和之「被害者の自殺」『注解交通損害賠償法』三七七頁（青林書院新社、一九八二年）、加藤了「被害者の自殺と賠償範囲」『交民集一〇周年記念論文集「交通事故賠償の現状と課題」』一一三頁（ぎょうせい、一九七九年）、小山昇「交通事故と自殺の因果関係」『判タ四五七号三四頁』、高崎尚志「交通訴訟における因果関係」『交通法研究五号一七二頁』、田上富信「判批」『判評三三一号四〇頁』、福岡右武「被害者の事故後の自殺」『裁判実務大系 八』一五〇頁（青林書院、一九八五年）、福永政彦「事故と損害の因果関係」『ジュリ増刊総合特集八号「交通事故」』一五三頁、松本朝光「判批」別冊『ジュリ「新交通事故判例百選」』四九頁、本井巽「交通事故と自殺」『交通法研究七号一六五頁』等。
- (2) 四宮和夫『不法行為』四五五頁（青林書院、一九八五年）。なお、齊藤修「被害者の自殺と損害賠償」『商大論集四四卷二号二九頁』もこの見解を支持する。

被害者の自殺事例と不法行為帰責論の今日の展開

- (3) 澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為』〔第二版〕一〇五頁（有斐閣、一九九六年）。同様の見解を採るものとして、高崎尚志「被害者の自殺」交民集二十五周年記念論文集『交通事故賠償の新たな動向』一七四頁（ぎょうせい、一九九四年）。
- (4) 半田吉信「被害者の自殺と不法行為責任」ジュリ八七五号二五七一八頁。徳本伸一「交通事故と被害者の自殺との間の相当因果関係」私法判例リマーカス一九九五〔上〕五五頁もこの考え方を支持する。
- (5) 淡路剛久「差額説・相当因果関係説による不法行為損害論の近時の動向」山田ほか編『新・現代損害賠償法講座 六』一九頁（日本評論社、一九九八年）は、民法四一六条〔相当因果関係説の下で、加害者が事故当時に自殺を予見できたか否かを問うことにつき、「非現実的な問題の立て方である」とする。
- (6) 平井宜雄『債権各論II 不法行為』一二三頁（弘文堂、一九九一年）。
- (7) 森島昭夫『不法行為法講義』三一六頁（有斐閣、一九八七年）。第一の交通事故で負傷した被害者が病院に行く途中、第二の事故に遭い死亡したという例が挙げられている。
- (8) 平井・前掲（注6）書一二九頁。
- (9) 東京地判平成四年二月二七日判時一四二二三号九八頁。
- (10) 四宮・前掲（注2）書四五〇頁。
- (11) 前田達明『不法行為帰責論』二二二二頁（創文社、一九七八年）。
- (12) 危険性関連説の論者、四宮教授自身、被害者の自殺事例を後続侵害の帰責問題と捉えたうえで、危険性関連の立場から、原則として帰責を肯定している（四宮・前掲（注2）書四五五頁）。
- (13) 四宮・前掲（注2）書四五二頁。
- (14) 裁判例上、自殺の動機に漠然とした生活上の不安などが混在している事案が少なくないが、そうであつたとしても、事故に起因する神経症・うつ病から自殺に至ったことが否定できない場面では、自殺を一般生活上の危険として捉えることは困難であろう。

(15) 四宮・前掲（注2）書四〇九頁、水野謙『因果関係概念の意義と限界』八一頁（有斐閣、二〇〇〇年）を参照。

(16) 学校教育法一一条但書を参照。

(17) 体罰の定義については、塩崎勤「体罰負傷事故」塩崎編『現代裁判法大系』九三一八頁（新日本法規、一九九九年）を参考照。

(18) 福岡地飯塚支判昭和四五年八月一二日判時六一三号三〇頁（【判決⑧】の一審）は、「本件懲戒行為は、故意に又は少なくともその行使の正当性の範囲に関する判断を誤った過失により、担任教師としての懲戒権を行使するにつき許容される限界を著しく逸脱した違法なものである」とする（三五頁）。体罰事例における責任要件の構造を端的に示した説示といえよう。

(19) 俵正市「判批（【判決⑧】）別冊ジュリ『教育判例百選〔第二版〕』一二七頁（有斐閣、一九七九年）。なお、【判決⑩】もこの点を強調する（判タ一〇二四号一四六頁）。

(20) なお、自殺との相当因果関係を否定した長崎地判昭和五九年四月二五日判時一一四七号一三三二頁は、そもそも責任要件のレベルで、懲戒行為（有形力行使を伴わず、宿題ノートを取りにかえるよう叱責したにとどまる）が違法でないとされた事案である。

(21) 判時六一三号三六頁。

(22) 森島昭夫「判批」判評一四九号二九頁も、本件では、教師の個人的事情による予見可能性の有無が問題にされているのではなく、実質的には、客観的な注意義務の程度によって判断がなされている、という趣旨の指摘をしている。また、前田達明「判批」判タ三九〇号一三七頁も、違法性連関説の立場から同様の指摘をする。

(23) 裁判所は、本件で放課後に被害児童がポスターの制作について質問したのは、三时限目に行われた説明を聞いていなかつたからではなく、三时限時に享受したのと同様の褒め言葉を再度かけてもらえることを期待してのことであった、と推認して、本件体罰の理不尽さを非難している（判タ一〇二四号一四七頁）。

(24) 判タ一〇二四号一四七頁。

(25) その意味で、体罰事例においては、過失の責任要件における地位は大きく後退することになる。ここに、国家賠償責任にお

被害者の自殺事例と不法行為帰責論の今日の展開

ける違法と過失との「押一化現象」の一端が垣間見られる（芝池義一「公権力の行使と国家賠償責任」杉村編『行政救済法』二二〇頁（有斐閣、一九九一年）参照）。

(26)

「いじめ」の定義については、潮海一雄「学校における『いじめ』と学校側の責任」加藤古希『現代社会と民法学の動向 上』一三二頁（有斐閣、一九九二年）を参照。

(27)

芝池義一「国家賠償法における過失の二重性」民商一一二卷三号三七六頁は、このような予見義務違反ないし調査研究義務違反としての過失の成立を主張する。また、采女博文「いじめ裁判の現状と展望」鹿児島大学法学論集三五卷一号五頁も教師の「専門職性」という観点から、これを支持する。しかし、裁判例を見るかぎり、このような具体的危険の予見を問題とした過失は、いじめ事例では、いまだ認められていないようである。このような過失を考えるにあたっては、一公害法を念頭においたものではあるが一学説による次のような指摘を真摯に受け止める必要がある。すなわち、「具体的危険について予見可能性が認められているところでは、…とりたてて予見義務…を媒介とせずとも、…結果回避措置の適否を判断することもできたはずである」（潮見佳男『民事過失の帰責構造』五〇頁（信山社、一九九五年））。第一章で紹介したとおり、いじめ自殺事例では今日、当該いじめ自殺という具体的危険の予見可能性を問い合わせ、これを肯定する判決が登場するに至っている。このような状況を踏まえると、予見義務違反それ自体としての過失は今後、この事案類型において、さほど大きな意味を持ち得ないのではないか。

(28) 判時一三七二号四〇頁。

(29) 判時一三七二号四一頁。

(30) 判決文を読むかぎり、認定された事実の範囲において、裁判所が、主事の怠慢と被害生徒の自殺との間の法則性ないし反復可能性の存在につき確信を得たとは、到底思えない。判決文中にあって、本文で引用した説示部分に対しては、いささか唐突の感が否めない。

(31) 例えば、四宮・前掲（注2）書四一四頁は、「期待される作為がなされたとすれば、結果の発生が防止されたであろう」と判断される場合には因果関係が認められるとする。これに対し、前田達明『民法VI2（不法行為法）』一〇九頁（青林書院、一九

八〇年）は、「因果関係がないことが実は不作為不法行為の特徴である」とする。

第三章 不法行為帰責論の今日の展開と割合的解決

はじめに

自殺事例における裁判例の展開は、不法行為帰責論にいかなる問題を投げかけているのであろうか。また、不法行為帰責論の今日の展開は、自殺事例に対し、いかなる解釈論上の示唆を与えるのであろうか。本章では、近時の不法行為帰責論の新たな展開を踏まえてこれらの問題を考え、そのうえで、本稿が対象とする三つの自殺事例における帰責構造につき、私見を展開する（第一節、第二節）。また、第一章で概観したように、裁判実務では、自殺について帰責を肯定した場合、大幅な減額を行うのが一般的である。そこで、このような割合的解決を導くための解釈論上の指針についても、節を改めて検討したい（第三節）。

第一節 不法行為帰責論の新たな展開

一 賠償範囲を画定する基準をめぐっては従来、判例理論である民法四一六条¹¹相当因果関係説の理論的問題点を克服する試みとして、義務射程説と危険性関連説が提唱され、学説における広範な支持を得るに至っているが、そのようななか、比較的最近になって、より広い視野をもつて不法行為帰責論を再考する動きがみられる。以下で挙げる二つの学説は、自殺事例に限った議論ではないが、同事例を考えるにあたって、貴重な示唆を与えるものといえる。

二 澤井「相当因果関係」論

澤井裕教授は、因果関係には、事実的因果関係と賠償範囲（義務射程）の二つの次元の異なる問題が含まれるという、今日における一般的な理解を基本的に支持しつつ、両問題のどちらともいえない領域があることを率直に認め、「因果関係の濃淡」という視点を導入する。

教授がこの「濃淡」が意識される例として挙げるのは、(i) 殺人を企図して森に追いやつたところ想定した通り落雷した、といった「偶然」の事例、(ii) 自殺事例など被害者の意思が介在する事例、(iii) 交通事故後の医療事故など第三者の意思が介在する事例、である。そして、(i)では、そもそも賠償範囲内か範囲外かといったことが観念できず、「偶然」は法的に意味のある因果関係ではない、との理由から端的に「相当因果関係がない」とするのが素直であるとし、(ii)では、法的評価なしに因果関係を判断できないとし、さらに、(iii)では、義務射程説では説得力ある判断基準を示し得ず、交通事故が医療事故の危険性・蓋然性をいかに高めたかを問わざるを得ないとする。⁽¹⁾

そのうえで教授は、学説によつて批判される「相当因果関係」概念を再評価し、反復性・蓋然性を要求する同概念の下で、これらの事例における帰責問題を以下のように処理する。すなわち、(i)では、反復・蓋然性がないため、死亡という結果は相当因果関係から排除される。次に、(ii)と(iii)では、確率は低くても偶然とは言えず法的に有意であるが、反復性・蓋然性のみをもつて判断できず、法的価値判断が必要である。⁽²⁾ さらに、とりわけ(ii)においては、加害者による誘発行為の程度・態様と被害者側の事情を総合して、相当因果関係概念の下で、因果関係の存否と「範囲に関する公平判断」が一体として行われるべきである（「反復性・起因力の補強」）。

三 水野「因果関係」論

水野謙教授は、「あればこそなれどこれなし」としての事実的因果関係と、義務射程（過失）による賠償範囲の画定という二分論を様々な角度から批判し、法的価値判断が内在しているという意味で「ふくらみのある」「因果関係」論を構想する。教授の研究は広範な領域をカバーする大規模なものであるが、本稿のテーマに關係する範囲で教授の見解を抽出すると、次のようになる。すなわち、

(i) 時間的先後関係にある二つの事象間の因果関係は、過去の反復の事実を受動的に観察し、加えて、反事実的条件法（ a なければ b なし）による能動的な問い合わせをすることによって確証される。⁽⁴⁾また、法的空間では、経験則に依存して具体的な因果関係が認定される場合が少なくなく、そこでは、科学的法則よりもレベルの低い反復可能性（例えば、人間の行動法則）で満足せざるを得ないことになる。⁽⁵⁾

(ii) 人間の意思的行為によって損害がもたらされる事例（「人間相互の交渉事例」）では、人間の行動法則が、一方で、反復可能性（事実的因果関係）を肯定に導き、他方で、一定の頻度を前提とした意思決定の社会的相当性の評価を可能にし、両者が渾然一体となつて帰責が肯定される。例えば、登記官が地面師による登記済証の偽造を看過したために土地の買受人に損害が発生した事例⁽⁶⁾で、裁判所は、土地取引当事者の登記への信頼という人間の行動法則をもつて、登記官の違法行為と損害との間の反復可能性（事実的因果関係）を肯定し、また、同様の行動法則をもつて、一定の頻度を前提に、被害者の意思決定が社会的に相当であるとの帰責評価（土地買受人による真実の所有者の調査が至難であり登記簿の記載を信じるほかない）を行つている。⁽⁷⁾このような場面では、事実と政策との二分論は妥当しない。むしろ、事実的因果関係の有無の判断と帰責評価とが渾然一体となつて行われている⁽⁸⁾ことを直視して、「ふくらみのある因果関係」を指定すべきである。⁽⁹⁾

(iii) これに対し、おなじ人間の意思的行為によって損害がもたらされる事例でも、被害者の自殺事例では、そもそも反復可能性を観念し得ない。加害行為は自殺の原因ではなく、単なる理由にとどまるからである。⁽¹⁰⁾ 交通事故被害者の自殺事例で自殺の相当因果関係を肯定した最高裁判決（【判決⑥】）を分析すると、同判決において裁判所は、反復可能性を前提とする事実的因果関係の問題を扱っておらず、被害者が自殺するまでの経緯を再構成したうえで（「心の再構成」）、それに法的評価（経緯の客觀性、頻度の相対的な高さ）を加えて帰責を肯定していることが明らかとなる。⁽¹¹⁾ 帰責要件たる因果関係の概念としての限界が、このような事例形態においてみられる。⁽¹²⁾

四 右にあげた二つの学説は、ともに、事実問題としての事実的因果関係（「あればこそなし」）と政策的価値判断としての義務射程（過失）を明確に区別する従来の有力説⁽¹³⁾に対して疑問を投げかけ、因果関係論を問い合わせすところに共通点がある。⁽¹⁴⁾ すなわち、澤井教授は、「因果関係の濃淡」の問題を前に、因果関係概念に反復性・蓋然性を復帰させ、「相当因果関係」概念を再評価し、また、水野教授は、被害者の意思決定の社会的相当性（目的合理性）という帰責評価を内包する「ふくらみのある因果関係」概念を構想するのである。また、両説ともに、因果関係には反復可能性が要求されることを確認したうえで、結果発生の頻度というファクターに着目している。すなわち、澤井教授は、被害者あるいは第三者の意思が介在して損害が発生した事例における結果発生の確率の低さを指摘し、また、水野教授も、人間の行動法則における反復可能性のレベルの低さを指摘するのである。両説は、反復可能性（反復性・蓋然性）のレベルが科学的法則などと比べると相対的に低くならざるをえない、人間の意思を媒介にして損害が発生する事例において、事実的因果関係の存否の判断と、帰責に関わる法的価値判断を明確に区別することが困難であることを認め、因果関係論の側面から、頻度（確率、因果関係の

濃淡）を意識した新たな帰責理論を模索する点において、共通していると言えよう。

ただ、自殺事例に関しては、両説でやや論調を異にしている。澤井教授は、加害行為と自殺との間の反復性の有無については、これを完全に否定するわけではなく、責任範囲についての公平判断が、反復性を補強して帰責が肯定されると考えるのに対し、水野教授は、反復可能性がないと言い切り（加害行為は自殺の「原因」ではなく「理由」にとどまる）、被害者の「心の再構成」を通じて帰責評価が直截に行われているに過ぎない、と捉えるのである。自殺事例においては、結果発生の頻度が極めて低いため、反復可能性の有無につき微妙な判断が迫られる。両説の論調の微妙な差異は、むしろ、自殺事例のこのような特質を浮き彫りにしているとも言える。不法行為帰責論が直面する今日的課題はまさに、この発生頻度が低い結果についての帰責の可否を問う理論枠組みを構築するところにあると言えよう。

五 ではそもそも、自殺事例において、法的概念としての因果関係を観念することは可能であろうか。以下では、自殺事例において因果関係を観念しえないとする水野説を改めて検討し、この問題を考えたいと思う。

既に述べたように、水野教授は、人間の意思的行為を媒介にして損害が発生する事例（登記官の過誤行為事例）につき、人間の行動法則（土地取引当事者の登記への信頼）の存在が、反復可能性の判断と、帰責評価（頻度と意思決定の相当性）を同時に可能にする、と言う。では、この人間の行動法則は、何によって獲得されるのであるうか。水野教授も言うように、それは、第一次的には、「過去の反復の事実」⁽¹⁵⁾、すなわち、結果発生の頻度（回数）であろう。しかし、果たしてそれだけであろうか。例えば、死亡率が5%とされる病気に罹った者が、その病気によるとされる症状と同様の症状を呈し死に至った場合、我々は「彼はその病気により死亡した」と言う。この言明が頻度という視点のみをもつて得られるものでないことは、明らかであろう。むしろここでは、頻度

とともに、経験的に得られるデータの信頼性が、この言明を支えているといえる。我々は、発生頻度が極めて低い結果についても、その低い頻度で確実に結果が発生するとの信頼のおけるデータが示されているとき、因果関係（反復可能性ないし法則性）の存在を認めるという日常感覚を持つていているのである。そして、このような日常感覚を法的議論において受け止めるならば、法的概念としての因果関係において要求される反復可能性の有無は、結果発生の頻度と、その発生頻度に関するデータ（ここでの「データ」は、統計学上のデータのほか、社会的認識、専門家の知見など、広く知識一般を指すものとする）の信頼性という、一つの視点から判断されるべきことになる。⁽¹⁶⁾

水野教授は、反復可能性を人間の行動法則の観点から肯定できる登記官の過誤行為事例と、反復可能性を観念できない自殺事例との中間に、反復可能性の存否が「微妙な」場合として、(i) 交通事故後に被害者が医師の助言に従って妊娠中絶を決断したケースや、(ii) 事故後に自らの判断で勤務先を退職したケースを挙げる。たしかに、これらの事例と自殺事例を頻度という視点をもつて比較すると、一般的には、自殺事例のほうが頻度が低いことになるだろう。しかし、データの信頼性という視点をも考慮に入れると、場合によつては、これらの事例よりもむしろ、自殺事例のほうが、行為と結果との間の法則性ないし反復可能性を確固たるものとして肯定しうるのではないか（とりわけ (ii) は、頻度はともかく、データの信頼性という点からは、自殺事例よりもはるかに反復可能性を観念しにくいといえる）。

以上の検討結果を踏まえると、被害者が自殺した事例にあっても、その自殺が、信頼のおけるデータ（社会的認識、専門家の知見、統計学上のデータなど）によって理解可能なものであるならば、加害行為と自殺との間に因果関係を観念することは十分可能である、ということになる。これは、多くの裁判例の蓄積の下で社会的に認め

知されるに至った、交通事故後の被害者のうつ病による自殺という事態において、典型的にあてはまるものといえる。

第二節 自殺事例の帰責構造

一 前節の検討から、確率が低くとも、その低い確率で確實に結果が生じ得る（と社会的に認知されている）自殺事例においては法的因果関係を観念しうる、との結論が得られた。⁽¹⁹⁾ そこで次に、これを踏まえつつ、各自殺事例における帰責構造につき、私見を展開する。

二 まず、交通事故被害者の自殺事例では、危険性関連説のスキームによつて帰責の可否が問われるべきである。具体的には、次の二段階の審査がなされるべきである。まず第一段階として、「偶然」が排除される。偶然の自殺とは、事故との間に法則性を見出すことができない自殺であり、交通事故と何ら関係のない事情による自殺がこれにあたる。今日の「相当因果関係」否定裁判例の多くは、このような偶然を排除したものとして捉えることができる（事実上、危険性関連を肯定し得ない場面）。次に、第二段階として、自殺した被害者に社会生活をおくるうえで最低限必要とされる精神的抵抗力が備わつていなかつた場合にも、帰責を否定すべきである。なお、ここでの「精神的抵抗力」の有無は、単に「まじめ」であるとか、「思いつめやすい」といったことのみによつて、判断されるべきではない（そのような者が事故によつて思いつめて自殺しても、それをもつて帰責を否定する材料とすべきでない）。むしろここでは、受傷の程度（極めて軽度であれば否定の方向に）、自殺の動機のなかに含まれる事故に無関係な要因の大きさ（著しく大きい場合には否定の方向に）、神経症・うつ病の有無・程度（症状が軽度の場合には否定の方向に）を主要メルクマールとして、規範的に判断がなされるべきである。このような

自殺は偶然の事態とは言えないが、当事者間の公平の観点から創造された学説による解釈枠組みを踏まえて、危険性関連を否定すべきである（法によつて危険性関連が制限される場面⁽²¹⁾）。交通事故被害者の自殺事例においては、以上のような二段階の審査をもつて、帰責判断がなさるべきである。

三 つぎに、体罰自殺事例では、それ自体違法な行為とされる体罰と自殺との違法性関連の有無という視点のもとで、帰責判断がなさるべきである。そしてそこでは、体罰に対する反撃として児童・生徒が自殺する場合がある（【判決⑩】に言う「生命を手段とする最大の攻撃」としての自殺）、との教育心理学上の知見が、因果関係の存否と帰責評価の両面において重要な役割を演じることになる。すなわち、このような知見は、一方で、因果関係を支える反復可能性を肯定に導き、他方で、違法性関連の審査における重要なメルクマール（危険の展開過程を把握するためのメルクマール）として機能する。⁽²²⁾【判決⑩】の「相当因果関係」論は、そのような内実をもつたものとして支持される。

他方、攻撃的な自殺とは言えない場合（【判決⑨】のような）をどのように考えるべきか。ここでは、体罰と自殺を架橋する法則性の有無につき、極めて微妙な判断が要求される。澤井・水野両説が提起した問題がここに先鋭化する。このような場面においてもし帰責を肯定するならば、澤井説における「範囲に關する公平判断」による反復性の補強、あるいは、水野説における「心の再構成」を通じて可能になる法的評価が要請されなければならない。いざれを採るべきかは、純然たる法的構成の問題ともいえるが、基本的な帰責要件である因果関係を不要とする帰責形態を極力認めるべきではないとの考え方から、本質論はともかく解釈論としては、澤井説の捉え方をもつて妥当とすべきであろう。

四 最後に、いじめ自殺事例では、一方で、いじめ問題に関する調査・研究義務に支えられて高度化された学

校側の作為義務の射程に基づく帰責判断が、他方で、「作為義務の履行あれば自殺なし」の検証による因果関係の存否の判断が問題となる。⁽²³⁾ 両者は、前者の判断が回顧的見地から学校側の対応を非難することと比較的容易に自殺の帰責を肯定の方向に導こうとするのに対し、後者がこれに一定の歯止めをかける、という関係にある。⁽²⁴⁾ そこで、具体的な事案においては、この責任制限原理としての因果関係の存否の判断が重要性を帯びることになる。

ところで、多くの不作為不法行為事例と同様、我々はここでも、厳密な意味で「作為義務の履行あれば結果なし」の関係を確知することはできない。加えて、被害児童・生徒の心理状態を媒介にして結果発生に至る同事例では、なお一層、この関係の把握に困難が伴う。その意味で、作為義務違反と自殺との間の反復可能性（事実的因果関係）は極めて肯定しづらいものとなる。よって、自殺の帰責を肯定した【判決⑪】・【判決⑬】の結論を支持する立場からは、ここでも、澤井説に言う「範囲に関する公平判断」による反復性の補強が要請されなければならない。【判決⑪】において裁判所が、「教室荒らし」のトラブルにおいて生徒指導主事が然るべき対応措置を講じておれば「最悪の事態を十分に阻止することができた」と述べた部分は、まさにこの「補強」にほかならない。⁽²⁵⁾

今後は、教育心理学あるいは教育の現場において、いじめ問題が盛んに議論され、実効ある自殺防止策が確立されることが望まれるが、この実効性こそが、学校側の作為義務違反と被害児童・生徒の自殺との間の反復可能性を肯定へと導くものとなる。ただ、今日の状況を踏まえると、現時点では、作為義務（指導監督義務）が履行されていれば自殺が防止できた可能性は否定できない、という程度の認定をもつて、公平の見地から因果関係を肯定せざるを得ず、かつ、それで十分とすべきであろう。自殺防止の可能性が全くないと言える場合に

のみ、因果関係を否定するべきである。⁽²⁶⁾

第三節 割合的解決の可能性

一 被害者の自殺事例においては、裁判実務上、自殺の帰責を肯定したうえで大幅に減責するという処理が一般化しつつある。被害者の自殺が極めて低い確率で生じることに鑑みれば、帰責を肯定する代わりに減責するとの公平観には一定の説得性が認められる。⁽²⁷⁾そこで以下では、このような公平観を基本的に支持しつつ、公平という、それ自体反論の余地のない理念を実現するための解釈論上の視点を、各自殺事例の特色を踏まえながら抽出し、今後の裁判实务にとってのひとつの指針としたい。

二 まず、交通事故被害者の自殺事例では一般に、事故による傷害に起因する神経症がうつ病へと発展し、希望死念慮を抱いて自殺する、という因果経過を辿る。⁽²⁸⁾このような因果構造をもつ交通事故被害者の自殺事例においては、第一次侵害による危険の実現としての自殺という帰責評価を前提に、この危険性関連の強度と、自殺の責任を中断させる力の強度との衡量を通じて、割合的解決が図られるべきである。そこで以下では、これら二つの要素をより具体的なレベルで把握することにしよう。

まず、危険性関連の強度であるが、危険性関連の有無が後続侵害の客観的可能性を高めたか否かを問題とするものである以上、その強度(程度)は結果発生の頻度として捉えられるべきである。被害者の自殺事例の場合、一般的にはこの頻度は極めて低いことになるが、多くの裁判例が五〇%を超える大幅な減額を行っていることの原因のひとつは、ここに求められよう。⁽²⁹⁾また、交通事故による傷害の重大さは、頻度を評価する際の下位の因子として捉えることができる。傷害が重いほど、自殺の可能性が高まるとの傾向は十分首肯しうるからであ

る。よって、傷害の程度が極めて重い場合には、そこで自殺発生の頻度の高さが危険性関連の強度を高め、ひいては減額率を低下させるものとして作用することになる。⁽³⁰⁾

他方、自殺の責任を中断させる力の強度は、自殺に際しての被害者の意思的コントロールの可否・程度によって評価されるべきである。具体的には、神経状態が重度のうつ病へと発展した事例など、被害者の意思的コントロールが困難とされる場合には、減額率は低く抑えられるべきであるが、自由な意思選択の余地が認められる場合には、減額率が高められることになる。ただ、被害者が自殺したほとんどの裁判例において、被害者に何らかの精神疾患が認められることに鑑みると、実質的には、このファクターをもって大幅な減額がなされる場面は多くはないであろう。

三 次に、体罰自殺事例においては、まず、【判決⑧】・【判決⑩】で問題となつた反撃としての自殺を、どのように評価すべきかが問題となる。以下の二通りの捉え方が可能であろう。第一に、一定の理性的判断の下で加害教師への反撃の意図をもつて行われた、このような自殺のなかに、被害者の故意ないし害意の協働を認めるときには、過失相殺法理の適用により、大幅な減責がなされるべきことになる。第二に、教育心理学上の知見をもつて自殺へと至る児童・生徒の精神的機序を心理的反応のレベルで捉える場合には、被害児童・生徒によるこのような自殺は、あくまで強制されたものとして評価されることになり、そこから、過失相殺法理の適用の余地はないとの結論が得られる。いずれの捉え方が妥当であるかについては微妙な判断が要求されるが、例えば【判決⑩】では、被害児童の年齢の低さ、体罰から自殺までの時間の短さなどから、後者の評価が妥当するようと思われる。

次に、【判決⑨】のように、被害生徒の自殺に、思春期の少女にしばしば見られる「自殺を志向しやすい性格」⁽³²⁾

が影響していたとされる場合はどうか。ここでは、「個性の多様さ」の範囲内の性格的要因は減責要素とすべきではない、という過労自殺事例に関する判例準則⁽³³⁾を適用することが考えられるべきである。【判決⑨】において、仮に自殺が学校側に帰責されていたとしたならば、過失相殺類推適用法理による減責は行うべきではなかつたのである。

四 最後に、いじめ自殺事例については、【判決⑯】を素材にして検討を進めたい。同判決において裁判所は、主要には以下に挙げる三つの要素を斟酌し、大幅な減額（七割）を行つてゐる。すなわち、(i) 自殺は被害生徒の意思的行為であること、(ii) 被害生徒が苦悩を打ち明けなかつたことによりこれへの打開策がとられる機会を自ら閉ざしたこと、(iii) 被害生徒と原告たる両親との親子のふれあいが十分でなかつたこと。

まず、(i)は、自殺が被害生徒の意思的行為であるということそれ自体を減責要素するものであるが、このようない根拠に基づく減責は認めるべきではない。⁽³⁴⁾この点、交通事故被害者の事例とは明確に区別されるべきである。交通事故事例では、事故加害者の過失が及ばない後続侵害による損害を、加害者・被害者間でいかに分担するべきか、という問題の構造上、被害者の意思的コントロールの可能性は責任の中斷へと作用する因子（裏返せば、危険性関連の強度を低下させる因子）として捉えることができた。これに対し、いじめ自殺事例では、被害生徒の自殺という事態は、いじめ自殺問題への社会的関心というファクターに支えられて、学校側の過失（安全配慮義務違反）による定型的危険として捉え得るのであり、自殺が意思的行為であることそれ自体が、被害者の「過失」として減責の要因となるわけではない。また、この点に関連して、被害生徒の性格（内気である等）も減責要素とすべきでないことは、体罰自殺に関する【判決⑨】につき述べたところと同様である。次に、(ii)は、自殺以前の被害生徒の行動を非難するものであるが、いじめ被害を受けて苦悩する生徒の心情に鑑みると、

このような行為義務を課すのは妥当ではない。⁽³⁷⁾ さらに、(iii)は、被害生徒の親権者の監護上の義務違反を問うものであるが、日頃の親子のふれあいが不十分であった、といったごく一般的な監護義務違反を、そのままのかたちで過失相殺法理に取り込むべきではない。むしろ、当該いじめ問題が進行するなかで、被害者の両親にいかなる対応が可能であったのか、そして、そのような対応がいじめ被害ないし自殺の防止へとつながったのか、という点が吟味されなければならない。⁽³⁸⁾ その意味で、この監護義務違反は、学校側の作為義務違反とパラレルな関係において捉えられるべきである。

五 ところで、体罰自殺事例やいじめ自殺事例で自殺の帰責を肯定した裁判例は、交通事故被害者の自殺事例の場合と同様、大幅な減額を行っている（体罰自殺に関する【判決⑩】では五割、いじめ自殺に関する【判決⑪】と【判決⑬】ではともに七割の減額が行われている）。このような減額は裁判実務上、過失相殺ないしその類推適用を根拠に行われるのが一般的であるが、果たして、それだけで捉えられるものであろうか。⁽³⁹⁾ むしろここでは、被害者側の過失の程度とともに、これとは別の因子が、公平判断に作用しているものと思われる。すなわちそれは、加害行為から結果が発生する頻度（確率）の低さと、結果発生に関するデータの信頼性の低さである。本稿が強調してきた因果関係におけるこの二つのファクターは、割合的解決の局面においても、当事者間の公平の観念に対し、一定の作用を及ぼしているものと思われる。すなわち、頻度が極めて低く、データの信頼性も低いじめ自殺事例においては、これらのファクターをもって、大幅な減額がやむをえないとの判断が導かれるのに対し、教師の体罰に対する反撃として自殺が行われた事例では、頻度が低いとはいえ、教育心理学上の知見によってデータの信頼性が高められるため、五割を超える大幅な減額が躊躇されるのである。今後は、このような新たな視点に基づく減責論の可能性が検討されてもよいように思われる。

注

- (1) 澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為〔第二版〕』一八八頁（有斐閣、一九九六年）。
- (2) 澤井・前掲（注1）書一九六頁。
- (3) 澤井・前掲（注1）書二〇四頁。なお、澤井教授は、体罰自殺に関する【判決⑧】で最高裁が問題にした「予見可能性」は、まさにこの反復性を補強するものとして機能しているとし（二〇五頁）、事実と規範的評価が一体となつた自説の「相当因果関係」論のメリットを強調する。
- (4) 水野謙『因果関係概念の意義と限界』八一頁（有斐閣、二〇〇〇年）。
- (5) 水野・前掲（注4）書八七頁。「人の財産的行為（取引行為）は原則として経済的利益を追求するものである」といった類の人間の行動法則も法的空間においては反復可能性が認められるとする。
- (6) 最判昭和四三年六月二七日民集二二巻六号一三三九頁。
- (7) 水野・前掲（注4）書二六六頁。
- (8) 水野・前掲（注4）書三二九頁。
- (9) 水野・前掲（注4）書三四五頁。水野教授による義務射程説（事実と政策の二分論）への批判がここにみられる。なお、水野教授によると、ここで「頻度」は当該被害者の意思決定の相当性（目的合理性）をもつて判断される具体的なものであり、損害発生の客観的可能性を問う危険性関連説をもつとしても、このような帰責形態は捉えきれないという（三四〇頁）。
- (10) 水野・前掲（注4）書二九四頁。なお、脳に器質的障害を負ったケースなどでは、例外的に反復可能性を認め得るとの含みを残している。
- (11) 水野・前掲（注4）書二七九頁。
- (12) 水野・前掲（注4）書三四五頁。
- (13) 平井宜雄『損害賠償法の理論』（東京大学出版会、一九七一年）。
- (14) 事実的因果関係を「あればこれなし」のテストに限局し、賠償範囲は専ら義務射程（過失）によって画される、とす

る考え方への疑問ないし批判は、本文であげた澤井説・水野説のほか、吉田邦彦『民法解釈と揺れ動く所有論』二四〇頁（有斐閣、二〇〇〇年）、松浦以津子「因果関係」山田編『新・現代損害賠償法講座一』一三一頁（日本評論社、一九九七年）などにおいてもみられるところである。

- (15) 水野・前掲（注4）書八一頁。
- (16) データの信頼性という視点を導入すると、澤井教授が「因果関係の濃淡」の問題として一括して取り上げた、「殺人を企図して森に追いやつたところ想定した通り落雷した事例と、被害者の自殺事例とは、そもそも質的に異なったものということになる。前者はデータの信頼性が全くなきが、後者は、発生率は低くとも、データの信頼性が認められる余地がある。
- (17) 水野・前掲（注4）書二七三頁。交通事故後、奇形児出産の可能性があるとの医師の助言で被害者が中絶を決意した宇都宮地判昭和五〇年五月六日交民集八巻三号六八三頁が取り上げられている。
- (18) 水野・前掲（注4）書二七四頁。交通事故で負傷し後遺症が残った被害者が、同僚に負担をかける等の理由から依願退職し、得べかりし利益を失った東京地判昭和五〇年一月二七日交民集八巻一号一二三頁が取り上げられている。
- (19) このような因果関係の捉え方は、因果関係の立証に関する判例準則、すなわち、「経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招來した関係を是認しうる高度の蓋然性」（最判昭和五〇年一〇月二十四日民集二九巻九号一四一七頁）に何ら抵触するものではない。右説示は、結果発生の確率についての高度の蓋然性を問題にしているのではなく、あくまで、「関係を是認しうる高度の蓋然性」を問題にしているからである。
- (20) 例えば、事故後に靈感商法の被害や警察による事情聴取への対処に悩んで自殺したとされる名古屋地判平成九年二月五日交民集三〇巻一号一八五頁など。
- (21) 事故による傷害が完全に回復することが難しいなか、被害者が入院時から事故の傷害を嘆き、思い悩んだ末に自殺した神戸地裁平成四年一月一三日交民集二五巻一号一二三頁（相当因果関係否定）は、このような論理によつて帰責を否定できる例ではなかろうか。
- (22) 水野教授が、登記官の過誤行為に関する最判昭和四三年六月二七日民集二二巻六号一三三九頁の検討のなかで指摘した事実

被害者の自殺事例と不法行為帰責論の今日の展開

的因果関係と帰責評価の融合現象（水野・前掲（注4）書二六六頁、三二九頁。本章第一節を参照）は、体罰自殺事例においても妥当するものと思われる。登記官の過誤行為事例では、土地取引当事者の登記への信頼という人間の行動法則が、体罰自殺事例では、体罰の反撃としての自殺というものがあるとの教育心理学上の知見が、反復可能性（事実的因果関係）を肯定へと導くと同時に、これと密接不可分のかたちで、帰責評価をも肯定へと導くのである。このように、両事例はパラレルに把握することができる。

(23) この「作為義務の履行あれば結果なし」の関係の肯否の問題は、過失における結果回避可能性の問題として捉えることも可能である（無論この場合、民事不法行為法、とりわけ公害法における過失論において、結果回避可能性の地位が後退しているということをも踏まえた検討が必要となろう）。森島昭夫『不法行為法講義』一八七頁（有斐閣、一九八七年）等を参照）。前章の注(3)で挙げたように、不作為不法行為において（事実的）因果関係を観念しうるのか否かについては、学説上議論のあるところである。本稿は、この問題に深入りするものではないが、本質論はともかく、解釈論上の概念整序のレベルでの主張として、学校側による被害生徒自殺の回避の可否に関する問題を、当該不作為と結果との因果関係の存否の問題として捉えることにした。

(24) この点、事実的因果関係（あればこれなし）のある結果を、義務射程（過失）によって画するという、一般の理解とは逆の関係となる。

(25) なお、【判決⑯】では、担任教諭が被害生徒をめぐるトラブルをお互い様のものと軽信したことを非難し、「より強力な指導監督措置を講じることを怠り、本件自殺という重大な事故の発生を阻止できなかつた」とする（判時一七七三号一〇頁）。これは、自殺抑止の可能性を直接論じたものではないが、「より強力な指導監督措置」を採れば自殺を阻止できた可能性は否定できない、といった程度の回避可能性を前提にした説示ととることができる。

(26) 極めて短期間（六日間）のいじめの後に生徒が突発的に自殺した岡山地判平成六年一二月二九日判時一五二九号一二五頁における請求棄却の実質的根拠は、学校側の不作為と被害生徒の自殺との間の因果関係の不存在に求められよう。

(27) 能見善久「寄与度減責」四宮古希『民法・信託法理論の展開』二五〇頁（弘文堂、一九八六年）は、責任要件の希薄化（こ

こでは相当因果関係における「相当性」要件)と減責による調整という公平観の下で、交通事故被害者の自殺事例における減責を捉える。

- (28) なお、交通事故被害者の自殺事例ではほかに、被害者に事故以前から何らかの素因(既往症、性格的要因等)があり、これが自殺に少なからず影響を与えているような事例もある。裁判例上、このような素因競合事例では一般に減額率が高い。たとえば、被害者が罹患していたノイロペーチエット病が事故によって増悪し、これを苦に自殺した神戸地判平成七年一〇月一八日交民集二八巻五号一四一四日交民集一〇巻六号一六一三頁、躁鬱病患者が事故に遭い自殺した名古屋地判昭和五二年一一月八九頁ではともに八〇%、被害者のメランコリー性格(几帳面で、うつ病への親和性が高いとされる)が問題となつた岡山地津山支判平成三年七月一〇日交民集二四巻四号八〇九頁では七五%の減額が行われている。素因原則不考慮説をとる筆者の立場からは、このような素因の競合そのものを捉えての減額に対しても疑問を禁じえない。ただ、事故がなくとも既往症・性格的要因を理由に自殺していた可能性が高い場合には、仮定的因果関係の理によって減責することは考えられてよからう。なお、素因競合事例につき仮定的因果関係の理を活用すべきと主張するものとして例えば、藤井勲「交通事故と素因、持病」山田ほか編『新現代損害賠償法講座』五一〇四頁(日本評論社、一九九七年)。
- (29) 交通事故被害者の自殺事例における減額率については、藤井勲「事故後の被害者の自殺」交通法研究三〇号五〇一五一頁、五七頁以下(二〇〇二年)を参照。
- (30) 被害者が極めて重い傷害を負った【判決②】・【判決③】における減額の否定は、自殺に対する意思的コントロールの不可能性とともに、このような観点からも十分理解できる。
- (31) この点、事故により被害者が外傷性痴呆症に罹った秋田地判昭和五五年七月一五日交民集一三巻四号九一二頁における減額率二五%(事故における協働過失を含む)は妥当である。これに対し、被害者がうつ病に罹患している東京地判平成四年二月二七日判時一四二三号九三頁(【判決⑥】の一審)における八〇%という高い減額率は、自殺に対する意思的コントロールの可能性的の面から理解すべきではない。むしろ、傷害が軽微である(一四級一〇号相当とされた)ことを捉えて、危険性関連の強度の低さが大きく作用したと考えるべきである。

被害者の自殺事例と不法行為帰責論の今日の展開

- (32) 判タ八五一号一八六頁。
- (33) 最判平成一二年三月二四日民集五四巻三号一一五五頁。労働者の過労自殺に関する判例ではあるが、「個性の多様さとして通常想定される範囲を外れるものでない限り」、被害者の性格的要因を斟酌すべきでない、との部分は、心因的素因の競合事例全般に適用されるべき一般的意義をもつていると見るべきである。
- (34) 潮海一雄「学校における『いじめ』と学校側の責任」加藤古希『現代社会と民法学の動向 上』一四六頁（有斐閣、一九九二年）はこのような減責を支持する。
- (35) 新美育文「いじめと自殺」法教一九三号四五—四六頁。
- (36) 【判決⑪】も、「このようなひどいいじめを受けているから学校へ行きたくないのだ」と訴えて登校拒否することが被害生徒に期待しうるとして、同様の要素を斟酌する（判時一三七二号四四頁）。
- (37) ただし、いじめの態様によつては、いじめ被害の拡大につき、被害生徒の行為態様を非難し得る場合もある。【判決⑬】の原審（横浜地判平成一三年一月一五日判時一七七二号六三頁）では、生前、被害生徒自らがトラブルを誘発した点を捉えて、過失相殺を行つていて（判時一七七二号一〇七頁）。
- (38) この点、【判決⑪】では、被害生徒の家族の指導監護のあり方につき詳細に検討したうえで、被害生徒を「窮状から救い出すための適切な措置」をとらなかつた点を非難している（判時一三七二号四三頁）。
- (39) なお、【判決⑪】では、被害生徒の過失（四割）と家族の過失（三割）とを合算して、七割の減額率をはじきだしているが、このような手法に対しては批判が多い。例えば、伊藤進「学校における『いじめ』被害と不法行為責任論」加藤古希『現代社会と民法学の動向 上』二八〇頁（有斐閣、一九九二年）は、いじめ被害生徒の責任を独自の過失要因として斟酌するのは適切でないこと、「いじめ」被害には家族の責任と被害生徒の責任が相乗的に影響しあつてることなどを指摘して、【判決⑪】の手法を批判している。

結語

本稿は、被害者の自殺事例に関する裁判例の今日の展開状況を踏まえ、各自殺事例における帰責構造を把握し、加えて、割合的解決のための指針を示すものであるが、この種の議論において陥りやすい「モザイク的概念遊戯」（潮見佳男『民事過失の帰責構造』iii頁（信山社、一九九五年））となつていなことを願うばかりである。

本稿が提示する目新しい点としては、結果発生の頻度と、結果発生に関するデータの信頼性という二つの要素を、因果関係概念に内在させることが挙げられるが、本論で述べたとおり、これは澤井・水野両教授の業績からヒントを得たものである。これらの要素は、自殺の帰責の場面においては、これまでにも暗黙のうちに考慮されてきたものと思われるが、本稿をもって明確な位置づけを与えられることになる。今後は、極めて低い確率において治療効果が発揮されるに過ぎない診療行為に関する医療事故などの分野においても、このような因果関係論を応用することが考えられてよいようと思われる。例えば、医師が肝細胞癌の発見に有効な検査を怠つたために患者が死亡した最判平成一年二月二十五日民集五三巻二号二三五頁では、因果関係の立証困難を、損害論のレベルでの一定の操作を通じて回避したと解し得るが（因果関係の終端としての被害者の死亡を、被害者が実際に死亡した七月二七日に生存できなかつたこと、と限局的に捉えた）、頻度とともにデータの信頼性を重視する因果関係論からは、当該患者の病状において医師に求められる治療措置がとられた場合の生存率に関する医学上のデータを取り上げて死亡事実（前掲最判のように限局的に捉える必要はない）との因果関係を肯定し、そのうえで損害算定のレベルで生存率（の低さ）を考慮することになる（大阪地判平成七年三月二十四日判タ八八一号二二二頁参照）。本稿が主張する因果関係論を導入することで、いわゆる期待権侵害論（ないしは延命利益喪失論）が

機能する場面（最判平成一二年九月二二日民集五四巻七号五七八頁等）との明確な区別が可能になるものと思われる。

また、本稿では、その最後に至つて、因果関係に内在するこれら二つの要素を、割合的解決の問題にも結びつけたが、この点は、今後さらに検討を重ねる必要がある。このような減責論は、寄与率を問題とせず確率やデータの信頼性を問題とする点でいわゆる割合的（部分的）因果関係説とは異なり、また、データの信頼性はどうもかく、結果発生の確率を問題とする点で、心証の度合いを問題とするいわゆる確率的心証論とも異質なものを持んでいるように思われる。割合的減責論は、過失相殺法理内部の問題（過失相殺法理をどのような構造において把握するべきか）と、その他の事由による減責の可否の問題、さらには、減責を可能ならしめる理論的根拠の問題（事実的因果関係レベルで捉えるか、法的評価レベルで捉えるか等々）といった諸問題が交錯する難問であるが、これらとの関係を意識しながら、本稿が示唆した減責論がわが国の解釈論において位置づくものなのかどうかを検討していく必要があると考えている。

以上の検討課題を残しつつ、本稿を終えることとする。